

庁議（令和元年11月5日）結果について

- 1 開催日 令和元年11月5日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長、学校教育部長、社会教育部長
企画政策課長、資産経営課長、職員課長、災害対策課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

(1) 四之宮公民館の移設新設について

概要	<p>さくら幼稚園は令和2年4月1日に廃園が決定しており、その利活用について検討を重ねてきた。</p> <p>この度、利活用の方向性がまとまり、跡地には四之宮公民館（町内福祉村を含む）を移設新設することとする。</p> <p>また、移設新設に伴い、大野小学校の近隣に、学童保育所、公民館、町内福祉村を集約することで、「子ども」を軸とした新たな地域コミュニティの拠点を創出する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 指定管理候補者の選定について

概要	<p>令和2年4月に指定管理者の更新を迎える施設の指定管理候補者について、本市附属機関である「平塚市指定管理者選定等委員会」においてプロポーザル方式による選定作業を実施いたしました。</p> <p>本件は、同委員会による選定結果を受け、指定管理候補者として決定することについて、庁議に付議するものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正理由 国家公務員に準じて一般職員及び特定任期付職員の給料表を改定するほか、一般職員、特定任期付職員、特別職員及び議会議員の期末手当の支給率並びに一般職員の勤勉手当の支給率の見直しを行うもの。2 改正内容 (1) 給料表の改定
----	---

	<p>民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給及び若年層を中心に給料表の水準を引き上げる（平均 0.14%）。</p> <p>(2) 期末勤勉手当の改定</p> <p>ア 民間の支給割合に見合うよう 0.05 月分引き上げる。 （一般職員 4.45 月分→4.5 月分、特定任期付職員 3.35 月分→3.4 月分、特別職員 4.2 月分→4.25 月分、議員 4.2 月分→4.25 月分）</p> <p>イ 令和 2 年度以降の支給割合については、6 月期及び 12 月期が均等になるように配分する。</p> <p>3 改定の実施時期</p> <p>(1) 給料表 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 一般職員等の期末勤勉手当 令和 元年 12 月 1 日</p> <p>(3) 特別職員及び議員の期末手当 令和 2 年 4 月 1 日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- (1) 平塚市避難行動要支援者避難支援指針（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>本市の避難行動要支援者の支援の推進を図ることを目的に平成 21 年に策定され、平成 26 年に改訂した「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」について、地域の実情や災害対策基本法改正の内容を反映するために、庁内外で協議・調整を行い、「平塚市避難行動要支援者避難支援指針（素案）」がまとまりましたので、内容を公表し、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するものです。</p> <p>1 意見募集期間 令和元年 12 月 6 日（金）から令和 2 年 1 月 6 日（月）まで（32 日間）</p> <p>2 周知方法 広報ひらつか（12 月第 1 金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 閲覧場所 市役所本館、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各福祉会館、高齢者よろず相談センター</p> <p>4 意見の提出方法 直接災害対策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表します。</p>
----	---

(2) 「ひらつか子育て応援プラン（第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を第2期（令和2年～6年）として改定するものです。本計画は次世代育成支援行動計画、平塚市母子保健計画、平塚市子どもの貧困対策計画を内包し、安心して子育てができるように、妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目のない支援を行う計画となっています。また、地域を始めとする社会全体で子どもや子育て世代の人々を支えていきたいという思いを込め、「ひらつか子育て応援プラン」と愛称を付けました。つきましては、次のとおりパブリックコメント手続を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 意見の募集期間 令和元年11月22日（金）から令和元年12月23日（月）まで2 募集内容の周知 広報ひらつか（令和元年12月第1金曜日号）、市ホームページで周知します。3 素案の閲覧方法 (1) 公共施設（市役所、（市政情報コーナー、保育課））、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、ひらつか市民活動センター、子育て支援センター、各つどいの広場、ファミリー・サポート・センター、保健センター、青少年会館、各子どもの家、各福祉会館 (2) 市ホームページでの掲載4 意見の募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール等により意見を募集します。
----	---

(3) 第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>令和元年度で「平塚市教育振興基本計画～奏プラン～」の計画期間が終了するため、庁内策定委員会や外部有識者との意見交換等を経て、令和2年度から令和6年度までの「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～」の素案をまとめました。この素案について、パブリックコメント手続を実施するものです。</p> <ol style="list-style-type: none">1 意見募集期間 令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月）2 周知方法
----	---

	<p>広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市のホームページ</p> <p>3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター</p> <p>4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し意見に対する市の考えを一括して公表、回答します。</p>
--	---

(4) 平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平塚市子ども読書活動推進計画（第3次）が終了することに伴い、第3次計画の取組の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動を更に推進するため、策定するものです。</p> <p>策定にあたっては、学識経験者や子ども読書活動関係者を含む委員で構成する「子ども読書活動推進懇話会」や図書館協議会等の外部からの意見を取り入れています。ここで、第4次計画の素案がまとまりましたので、内容を公表し、市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施するものです。</p> <p>1 意見募集期間 令和元年12月6日（金）から令和2年1月5日（日）まで</p> <p>2 周知方法 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 素案の閲覧場所 市政情報コーナー、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、青少年会館、ひらつか市民活動センター、保健センター</p> <p>4 意見の提出方法 中央図書館へ直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表します。</p>
----	--

以上